

広島県告示第九百十九号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定によって、地方港湾竹原港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和四年一月四日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県西部建設事務所東広島支所において縦覧に供する。

令和三年十月四日

竹原港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 地方港湾竹原港放置等禁止区域

1 吉名町西ヶ崎（毛木）地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点二までの各点を順次結んだ線及び水際線により囲まれた区域

(二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 竹原市吉名町の国土地理院三等三角点「毛木」（北緯三四度一九分一七秒〇〇六六、東経一三二度五二分四八秒三〇三三、標高七二・九メートル）

基点一 基準点から八三度一四分二〇秒の方向一、二二三・一一メートルの点

基点二 基点一から二二六度一五分五三秒の方向六九四・三八メートルの点

2 下野町吉良崎地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点二までの各点を順次結んだ線及び水際線により囲まれた区域

(二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 竹原市竹原町の国土地理院四等三角点「明神山」（北緯三四度一九分四一秒七六六八、東経一三二度五四分二三秒八八九二、標高八三・二九メートル）

基点一 基準点から二五六度〇八分二三秒の方向一、二五八・四一メートルの点

基点二 基点一から一七六度五九分一五秒の方向二六二・三一メートルの点

二 地方港湾竹原港放置等禁止物件

漁船以外の船舶及び当該船舶の係留の用に供する工作物